

島根県では特別体育専任教員

(カヌー) (ウエイトリフティング) の

平成29年度採用候補者を募集します。

募集種目はカヌーとウエイトリフティングの2種目です。勤務先は、カヌーは島根県立島根中央高等学校(島根県邑智郡川本町川本 222)、ウエイトリフティングは島根県立出雲農林高等学校(出雲市下横町 950) です。原則として転勤はありません。

特別体育専任教員の職務内容については下記をご覧ください。なお、勤務校では授業も担当しますので、教育職員免許法に規定する高等学校教諭の普通免許状(保健体育)が必要です。

特別体育専任教員制度についてのQ & A

Q1 特別体育専任教員制度はいつから、どのような目的で作られたのでしょうか。

特別体育専任教員制度は平成元年より実施しており、その種目を通して学校や地域のスポーツ活動を活発にし、また学校のお家芸といわれるような種目に育て、特色ある学校づくりをめざすことを目的に作られた制度です。

Q2 特別体育専任教員には、具体的にどのような職務があるのでしょうか。

特別体育専任教員の職務は、次のことが中心となります。

- ・教科「保健体育」の授業を担当します。
- ・運動部活動を担当し、特別体育専任教員が専門とする種目を、県大会、中国大会、全国大会等で活躍できるように競技力の向上に努め、優秀な生徒を育成します。
- ・配置校を中心とした地域の小学生、中学生、高校生の一貫指導ができるよう、ジュニアスポーツ教室の開講等を積極的に行い、地域に定着した競技スポーツとなるよう努めます。
- ・地域、関係競技団体との連絡を密にし、協力を得ながらその種目の普及・発展に努めます。

Q3 特別体育専任教員の配置校での勤務は、どれくらいの期間となるのでしょうか。

特別体育専任教員は一般の体育の教員とは違い、毎年度、県教育委員会が定める「人事異動方針」は適用されず、その職務が達成されるよう配置校に長期間継続して勤務することになります。

Q4 特別体育専任教員としての職務ができなくなった場合どうなるのでしょうか。

特別体育専任教員としての職務ができなくなった場合には、一般の体育の教員として扱います。なおその際は、一般の体育教員として「人事異動方針」が適用されることとなります。

【お問い合わせ先】

<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県教育庁学校企画課

TEL 0852-22-5763